

養鶏農家の皆様へ

## 死亡鶏報告の提出期限が変わります

国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、県内の防疫体制強化のため、家畜伝染病予防法に基づき、死亡鶏報告の提出期限を月1回から週1回に変更します。

報告事項：毎週月曜日から日曜日までの死亡羽数

提出期限：直後の水曜日まで

○第1回目の報告について

11月1日（月）から11月14日（日）



11月17日（水）までに報告

郵送，ファックスまたはメールにより，管轄の家畜保健衛生所まで報告してください。

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

Mail : seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp